



本事業は、SDGsの「4 質の高い教育をみんなに」「12 つくる責任 つかう責任」等に資する取組です。

2025年3月27日（木）

愛知県県民文化局県民生活部県民生活課
消費生活相談・消費者教育グループ
担当 中川、青木
内線 5031、5032
ダイヤルイン 052-954-6165

— 消費者トラブル情報 —

＜あいちクリオ通信 2025年3月号（No. 441）＞

電気・ガスの契約先切替のトラブルに御注意！

～必ず安くなるとは限りません～

愛知県及び市町村の消費生活相談窓口には、電気・ガスの契約先切替に関する相談が寄せられています。

相談の内容は、「電気料金が安くなる、と言われ電力の契約先を切り替えたが、安くならなかった」「電気とガスをセットで契約するよう、しつこく勧誘される」などといったものです。

契約先を切り替えても、電気料金・ガス料金が必ずしも安くなるとは限りません。勧誘された際には慎重に検討しましょう。

特に、引越しなどで新生活を始めて間もない時期は、電気・ガスの契約先切替を勧誘されることが多くなると予想されますので、十分に注意しましょう。

相談事例

- 知らない業者から「電気料金が今より安くなる」と電話で勧誘され、契約先をその業者に切り替えた。切替後、電気料金が安くなるはずが、かえって高くなったように思う。契約を元に戻したい。
- 「電気とガスをセットで契約すると安くなる」と訪問してきた業者に電気の検針票を見せてしまった。その後、料金プランを示されてしつこく勧誘されるが、断りたい。

アドバイス

- 業者から示された料金プランをよく読んで、契約先の切替によるメリットとデメリットをよく検討しましょう。契約の意思がない場合は、きっぱりと断りましょう。
- 勧誘してきた業者と新たに契約する業者の名称、連絡先、契約条件をよく確認しましょう。
- 検針票には、氏名、住所、顧客番号※¹、供給地点特定番号※²等の重要な個人情報が記載されているので、安易に他人に見せないようにしましょう。
- 業者からの電話勧誘販売や訪問販売により契約した場合、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフができます。
- 不安や疑問に思った場合や、トラブルに遭った場合は、すぐに「消費者ホットライン ☎188」に相談してください。

※1 電力会社・ガス会社が顧客に付している番号

※2 電気やガスの供給地点毎に割り振られた番号

◇ 消費者ホットライン ☎188（いやや！）

※身近な消費生活相談窓口につながります。